

スポーツ大会出場費助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、名古屋市内に住所を有する、小学校就学の始期から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（以下「ジュニア選手」という。）が全国大会に出場する際の保護者の負担軽減を図るとともに、ジュニア選手をサポートするため、その経費の一部について予算の範囲内において交付するスポーツ大会出場費助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることにより当該助成金の適正な執行を図ることを目的とする。

(助成対象大会)

第2条 助成の対象とする大会は、県大会等の予選大会において優秀な成績を収めたことにより出場することが可能となる公益財団法人日本スポーツ協会又は同協会加盟中央競技団体及びこれに準ずる全国組織の競技団体が主催するジュニア選手を対象とした全国大会（以下「大会」という。）とする。

ただし、開催地が名古屋市内である大会及び、学校部活動として参加する大会を除く。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、大会へ出場するジュニア選手とする。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、大会への出場に要するジュニア選手の交通費及び宿泊費とし、20,000円を上限とする。

(経費の算出)

第5条 助成対象経費の算出については、次の各号の定めるところによる。

(1) 交通費は大会会場までの移動に要した費用実費とする。ただし、貸切バス等個人の金額が明らかでない場合は、貸切バス等の調達に要した費用を乗車人数で除した金額とする。（乗車人数には助成対象者以外の者も含め、1円未満を切り捨てる。）自家用車については、高速道路の通行料金のみ金額とする。

(2) 宿泊費は、大会参加のため必要と認める日数分の宿泊費実費とする。ただし、複数人で同部屋に宿泊した等個人の金額が明らかでない場合は、宿泊に要した費用を宿泊人数で除した金額とする。（宿泊人数には助成対象者以外の者も含め、1円未満を切り捨てる。）

(3) (1)、(2)にかかわらず、主催者等から宿泊費又は交通費の補助金が支給される場合には、交通費と宿泊費の合計金額から当該補助金額を減じた金額を助成金額とする。

(助成金交付申請)

第6条 助成金の交付申請は、助成対象者が次の各号に掲げる書類を公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会理事長（以下「理事長」という。）へ提出するものとする。この場合において、大会出場の日から起算して1年を経過した日以降の申請については助成の対象としない。

- (1) スポーツ大会出場費助成金交付申請書（様式1-1）
- (2) 精算証拠書類貼付票（様式1-2）
- (3) 大会開催要項の写し
- (4) 出場者名簿
- (5) 大会出場結果が確認できる資料

2 申請を行う者は次の各号のいずれかを満たす者とする。なお、同一年度内における申請は、ジュニア選手1人につき1回のみとする。

- (1) 大会へ出場するジュニア選手の費用の支払いをした者
- (2) ジュニア選手の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年を現に監護する者又は、ジュニア選手の親族で、社会通念上、ジュニア選手を保護する責任がある者

(助成金交付決定)

第7条 理事長は、前条により提出された書類を審査し、適正であると認めた場合は、予算の範囲内において助成金額を決定し、助成金交付決定通知書（様式2）により助成金交付申請者へ通知するものとする。

(助成金請求及び交付)

第8条 助成金交付決定の通知を受けた助成金交付申請者は、助成金請求書（様式3）を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、助成金請求書受理後、交付するものとする。

(調査に対する協力義務)

第9条 助成金の使途等に関し、理事長が必要な調査を行おうとするときは、助成金交付申請者はこれに協力しなければならない。

(公表に関する許諾)

第10条 助成金交付申請者は、名古屋市及び公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会が交付申請書にあるジュニア選手氏名、大会の名称、大会開催地、大会参加期間、大会結果を事前の許可なく公表することを許諾するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

(あて先) 公益財団法人
 名古屋市教育スポーツ協会理事長

(申請者) 所在地 名古屋市 区

氏 名

連絡先電話番号

スポーツ大会出場費助成金交付申請書

みだしのことについて、下記関係書類を添えて助成金の申請をします。

記

ジュニア選手氏名(※)		生年月日	年 月 日
		性別	
大会の名称(※)		大会(種目:)	
大会開催地(※)		県	市(会場:)
大会参加期間(※)		月 日から	月 日まで(泊 日)
助成金申請額		円	
内 訳	交通費	円	
	宿泊費	円	
他からの補助金等		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 団体名 金額 円(内訳)	
大会結果(※)			

注1: 学校部活動として参加した場合は申請できません。

2: (※)の項目については、名古屋市及び公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会が公表することがあります。

【添付書類】

- 精算証拠書類貼付票 様式 1 - 2
- 大会開催要項の写し
- 出場者名簿
- 大会結果(成績)のわかる資料

この様式の大きさは日本産業規格 A4 とすること

(あて先) 公益財団法人
名古屋市教育スポーツ協会理事長

(申請者) 所在地 名古屋市〇〇区〇〇町〇〇番地

氏名 教育花子 ※押印省略

連絡先電話番号 000-000-0000

スポーツ大会出場費助成金交付申請書

みだしのことについて、下記関係書類を添えて助成金の申請をします。

記

ジュニア選手氏名(※)	〇〇 〇〇	生年月日	平成20年10月10日
		性別	女
大会の名称(※)	第〇回〇〇〇〇全国大会 (種目: 〇〇〇〇)		
大会開催地(※)	〇〇 県 〇〇 市 (会場: 〇〇〇センター)		
大会参加期間(※)	8月 1日から 8月 3日まで (2泊 3日)		
助成金申請額	20,000円 ※20,000円が上限です		
内訳	交通費	18,880円	この場合、助成対象費用は、33,880 (交通費+宿泊費) - 10,000(補助金等) = 23,880円となります。
	宿泊費	15,000円	
他からの補助金等	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 団体名 〇〇〇〇競技協会 金額 10,000円 (内訳) 激励金		
大会結果(※)	〇〇〇部門 準優勝		

注1: 学校部活動として参加した場合は申請できません。

注2: (※)の項目については、名古屋市及び公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会が公表することがあります。

- ※ 助成金申請額及び内訳の交通費・宿泊費については、「スポーツ大会出場費助成金交付要綱」の第5条をよく読んで費用を算出してください。
- ※ 主催者や競技団体等からの補助金があった場合は、「他からの補助金等」欄に団体名及び金額を記入してください。その金額分は、助成対象費用から差し引きます。
- ※ 大会結果は必ず記入してください。

精 算 証 拠 書 類 貼 付 票

申請者名： _____

大会名 _____ 大会(種目： _____)

精 算 証 拠 書 類 貼 付 欄

領収書（証）等の証拠書類を貼付する。

※領収書（証）等の証拠書類がない支出は、助成金として認められません。

【例】 1. 宿泊施設の料金関係

(1) ジュニア選手の宿泊料金が証明できる領収書（証）等

※食事付きの宿泊も可

(2) 領収書（証）等の金額にジュニア選手以外の分が含まれる場合は、その内訳を補記

2. 交通機関の料金関係

(1) 新幹線等の公共交通機関は、料金が証明できる領収書（証）等

(2) 貸切バスや自家用車は、貸切バスや高速道路等の料金が証明できる領収書（証）等

※貸切バスは同乗者の内訳（選手・指導者・保護者）を補記

3. 団体競技で上記料金をチームが一括で支払った場合

(1) チーム全体で支払った経費及び個人負担金額がわかる書類を添付

(2) 助成申請者がチームに支払った額に対して領収書（証）等を徴収して添付

精算証拠書類貼付票

記入例

申請者名： 教育花子

大会名 第〇回〇〇〇〇全国大会 (種目：〇 〇 〇 〇)

貼付例

精算証拠書類貼付欄

ご利用明細書

ETC 利用照会サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
※本ご利用明細書PDFは、ETC利用照会サービスにて出力されたもので、一度に 500 件まで出力できます。
.....
.....

利用 IC(自)	利用年月日時分 利用 IC(至)	(割引前料金) (ETC 割引額) 通行料金	還元額適用料金	車種 車両番号 ETC カード番号	備考
24/4/6 07:00 名古屋IC入口	24/4/6 09:00 静岡IC出口	(0000) (-0000) 0000	0 0000	1 0000 *****0000000	確定 休日割引

領 収 書

令和〇〇年〇月〇日

¥〇〇, 〇〇〇-

ただし、〇月〇日から〇月〇日分宿泊料金として

株式会社〇〇〇〇ホテル

代表取締役 〇〇〇〇 印

提出の必要はありません

事業第 号
年 月 日

様

公益財団法人 名古屋市教育スポーツ協会理事長

令和 年度スポーツ大会出場費助成金交付決定について（通知）

年 月 日付で申請のありましたみだしの助成金交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成金交付決定額 円 ★

2 交付条件

- (1) この助成金は、助成対象大会出場に係る経費（交通費・宿泊費）のみを対象とすること。
- (2) スポーツ大会出場費助成金交付要綱に違反していたことが判明した場合は、助成金の全部または一部を返還させることがあること。

（公財）名古屋市教育スポーツ協会
競技スポーツ係

電 話 052-614-7100

F A X 052-614-7149

様式3

年 月 日
公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長
請 求 書
金 円※1
但し、令和 年度スポーツ大会出場費助成金として上記金額を請求します。
所 在 地
氏 名

◆口座振込依頼票は、必ず記入すること。

口 座 振 込 依 頼 票			
金融機関名	銀 行・ 信用金庫		本店・支店
金融機関コード		支店番号	
預金種類	普通・当座 (該当項目を0で囲む)	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※1： 金額訂正不可

※2： 振込口座の名義は申請者（様式1-1）及び上記請求者と整合させること。

「スポーツ大会出場費助成金交付申請書」提出チェックリスト

※このチェックリストも提出してください

No.	チェック項目	チェック欄
1	今回申請するジュニア選手（以下、ジュニア選手）にとって、今年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）初めての申請です。	
2	今回申請する全国大会（以下、大会）は、大会出場の日の翌日から起算して1年を経過していない大会です。	
3	今回申請する大会は、予選会を勝ち抜いた者やランキング上位者等のみが出場できる大会で、かつ学校部活動での出場ではありません。 ※出場選考がない大会、学校部活動で出場する大会は助成対象外です。	
4	今回申請しようとする助成金は、ジュニア選手の交通費及び宿泊費のみです。	
5	上記3の交通費及び宿泊費については、「スポーツ大会出場費助成金 交付要綱」の第5条を読んで費用を算出しました。	
6	様式1-2「精算証拠書類貼付票」に添付する交通費及び宿泊費に係る精算証拠書類は、様式1-2「精算証拠書類貼付票」の欄に記載がある内容を確認した上で、必要な書類を添付しました。 ※複数名の合計金額のみが表記された精算証拠書類の場合は、内訳がわかるようにしてください。	
7	宿泊費については、大会出場に必要な宿泊のみ申請します。 ※前泊及び最終日の宿泊は、宿泊の必要性が客観的に認められる場合のみ可となります。	
8	大会の開催日時や場所、主催者、出場資格等の概要がわかる大会要項等を添付しました。	
9	ジュニア選手の氏名が記載された大会トーナメント表やメンバー表等を添付しました。	
10	大会結果（成績）のわかる資料を添付しました。	
11	申請書等を郵送する場合、封筒等に差出人の氏名及び住所を記載しました。	
12	申請書等を郵送する場合、重量区分に応じて必要となる郵便料金を確認しました。 ※郵便料金不足の場合は、申請書等を受理できません。	

以上の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名 _____

令和6年度スポーツ大会出場費助成金事業 Q&A

市民の皆様から「スポーツ大会出場費助成金事業」に対してよく寄せられるお問い合わせについて、交付要綱の項目別に整理したQ&A集を作成しました。

このQ&A集にない事例で判断に迷う場合等は、必ず申請前にお問合せください。

(目的)

Q1：大会出場時は名古屋市内在住で、現在は市外に住んでいますが申請できますか。

A：申請できます。可否は、大会出場時の居住地で判断します。

Q2：大会出場時は高校生で、現在は大学生ですが申請できますか。

A：申請できます。可否は、大会出場時の年齢で判断します。

(助成対象大会)

Q1：県大会等の予選大会はないのですが、出場資格に「参加標準記録」や「全国ランキング上位者」がある場合は申請できますか。

A：申請できます。ただし、多数の参加を認めるような出場資格は申請できない場合があります。

Q2：「公益財団法人日本スポーツ協会又は同協会加盟競技団体及びこれと同等の全国組織の競技団体」とありますが、同等の全国組織の競技団体を具体的に教えてください。

A：公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）に加盟している競技については、日本スポーツ協会加盟中央団体及びその関連団体（組織図等で公表されている団体）になります。

日本スポーツ協会に加盟していない競技については、その競技を全国的に統括していることが客観的にわかる*団体になります。

※審査時に、団体概要や団体ホームページ等から判断します

(助成対象経費)

Q 1 : 大会参加費は経費として認められますか。

A : 認められません。経費として認められるのは、交通費及び宿泊費のみです。

(経費の算出)

Q 1 : チームでマイクロバスをレンタルして、監督や保護者が運転手を務めた場合は、どこまでが経費として認められますか。

A : マイクロバス (マイクロバス同等の定員 11 人以上の車両＝中型自動車) のレンタル料金及び高速道路の通行料金のみが経費として認められます。

Q 2 : レンタカー (乗用車クラス) は経費として認められますか。

A : 認められません。ただし、上記 Q 1 にあるように、チームでマイクロバスをレンタルした場合や観光バスのチャーター代は経費として認められます。

Q 3 : 駐車料金やガソリン代は経費として認められますか。

A : 認められません。経費として認められるのは、高速道路の通行料金のみです。

Q 4 : 「宿泊費は、大会参加のため必要と認める日数分の宿泊費実費とする」とありますが、具体的な事例を教えてください。

A : まず、前泊については、大会当日の移動では試合に間に合わない、参加が必須の開会式がある等、宿泊が必要な場合のみ経費として認められます。

次に、大会最終日については、大会終了後、公共交通機関で自宅まで戻る事が困難な場合のみ経費として認められます。

(助成金交付申請)

Q 1 : 「大会出場の日の翌日から起算して 1 年を経過した日以降の申請については助成の対象としない」について、具体的に教えてください。

A : 例えば、3 月 27 日に大会が終了した場合、その翌日の 3 月 28 日から 1 年以内である翌年の 3 月 27 日までの申請は受理しますが、3 月 28 日以降の申請は受理しません。

Q 2 : 精算証拠書類貼付票 (様式 1-2) に添付する証拠書類ですが、チームに現金で支払って領収書がないのですが、どうしたらよいですか。

A : 申請者が助成対象となる経費を支払った証拠が必要なため、チームに対し

て領収書やそれに代わる証拠書類（チーム全体の経費計算書等）の発行を依頼してしてください。

Q3：チームへ大会参加費用を支払った時に発行された領収書には「参加費用一式」とだけ記載されていますが、証拠書類として認められますか。

A：それだけでは認められません。助成対象となる交通費及び宿泊費の明細がわかる書類の添付が必要です。

（その他よくある質問）

Q1：助成対象経費が2万円に満たない場合、もう1回申請できますか。

A：申請できません。「スポーツ大会出場費助成金交付要綱」の第6条第2項にあるとおり、同一年度内における申請は、ジュニア選手1人につき1回のみです。

Q2：以前申請が認められた大会は、これからも申請が認められますか。

A：申請における審査は、その年度ごとに定められた「スポーツ大会出場費助成金交付要綱」にて行いますので、申請時は必ずその年度の交付要綱やQ&Aを確認の上、申請の手続きをしてください。

（令和7年8月6日更新）